

デジタル技術を活用した林業従事者の安全確保対策の実証業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 4 (2022) 年 3 月
栃木県総合政策部デジタル戦略課

1 趣旨・目的

この要領は、デジタル技術を活用した林業従事者の安全確保対策の実証業務の委託契約候補者を選定するに当たり、最も的確な事業者を特定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

デジタル技術を活用した林業従事者の安全確保対策の実証業務

(2) 業務内容

別紙「デジタル技術を活用した林業従事者の安全確保対策の実証業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日（令和 4 (2022) 年 3 月下旬を予定している。）から令和 4 (2022) 年 12 月 28 日（水）まで

(4) 委託料限度額

10,447,270円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当所属及び問合せ先

郵便番号320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1 - 1 - 20

栃木県総合政策部デジタル戦略課 担当者 関口・増山

電話 028-623-2824 FAX 028-623-2216 電子メール dx@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

デジタル技術を活用した林業従事者の安全確保対策の実証業務公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する者は、民間企業、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に基づく特定非営利活動法人）、その他法人または、法人以外の団体等で、県からの委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものとし、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 参加表明書提出時点において、県内に事業所等の拠点を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再

生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生開始の決定を受けた者を除く。）又は会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同第 4 条の規定に該当する者でないこと。

(6) 県税の全項目（地方消費税含む）に加え、法人は法人税及び消費税に、個人は申告所得税及び消費税に未納がないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公開	令和 4 (2022) 年 3 月 9 日 (水)
イ 事前説明会	実施しない
ウ プロポーザル実施内容等に関する質問受付期限	令和 4 (2022) 年 3 月 11 日 (金) 午後 3 時必着
エ 質問に対する回答	令和 4 (2022) 年 3 月 14 日 (月)
オ 参加表明書の提出期限	令和 4 (2022) 年 3 月 15 日 (火) 午後 3 時必着
カ 企画提案書の提出期限	令和 4 (2022) 年 3 月 18 日 (金) 午後 3 時必着
キ 接続テスト	令和 4 (2022) 年 3 月 23 日 (水)
ク プレゼンテーション (オンライン)	令和 4 (2022) 年 3 月 25 日 (金)
ケ 審査実施	令和 4 (2022) 年 3 月 25 日 (金)
コ 審査結果の通知・公表	令和 4 (2022) 年 3 月 28 日 (月)

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和 4 (2022) 年 3 月 9 日 (水) ～同年 3 月 14 日 (月)
(土曜日、日曜日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで。)

イ 配布書類

- (ア) 実施要領 (本要領)
- (イ) 別記様式 1 参加表明書
- (ウ) 別記様式 2 確認書
- (エ) 別記様式 3 企画提案書
- (オ) 仕様書
- (カ) 審査基準

ウ 配布場所：上記 2 (5) の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募 (業務委託)」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

※ URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、以下のア及びイにより書面（様式任意）を作成し、提出すること。

ア 受付期間 : 令和4(2022)年3月11日(金)午後3時必着

イ 質疑方法 : ・電子メール又はFAXにより、上記2(5)の担当所属に提出すること。

・質問を行う者及び質問内容を簡潔かつ明確にすること。

・質問内容には質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

ウ 回答期日 : 令和4(2022)年3月14日(月)までに回答

エ 回答方法 : 回答は栃木県ホームページ(上記4(2)ウのURL)に掲載する。

なお、質問の内容によっては、質問者にのみ電子メール等で回答することがある。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のア～オにより提出書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出書類 : (ア) 参加表明書(別記様式1)

(イ) 確認書(別記様式2)

イ 提出期限 : 令和4(2022)年3月15日(火)午後3時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所 : 上記2(5)の担当所属

エ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時まで(3月15日は午後3時まで))又は郵送(書留郵便に限る。)

※ 郵送の場合は、到着の確認のため電話により連絡すること。

オ 提出書類の作成について

(ア) 様式順にページ番号を付して左上を綴じること。

(イ) 提出部数は1部とする。

カ 参加資格の確認について

参加表明書を提出した者に対して参加資格を確認し、その結果を通知する。参加資格を得た者のみが企画提案書を提出することができる。

ただし、上記4(1)カの企画提案書の提出期限までに参加資格の要件に該当しなくなった者は、参加資格を失い、契約の相手方の候補となる者(以下「候補者」という。)を選定する対象者とししない。

(5) 企画提案書の提出

(4)カの参加資格の確認を受けた者は、下のア～オにより企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

なお、企画提案書は1者1提案とする。

ア 企画提案を求める事項

- (ア) 伐倒時の安全距離を確保するソリューションの開発及び実地テスト
- (イ) 事故発生時等の作業員間無線連絡ソリューションの開発及び実地テスト
- (ウ) その他
- (エ) 本業務の価格

イ 提出資料

企画提案書（別記様式3）に企画提案者が独自に作成した企画提案資料を添付して、10部提出すること。

企画提案資料は、様式、枚数、色やイラストの使用等の制限はないが、目的、効果、訴求ポイント等を明確に示し、わかりやすく作成すること。

企画提案資料の内容には、仕様書の「5 業務内容」「6 スケジュール」「7 業務報告、成果品等」に関する企画提案が含まれていること。

ウ 提出期限 : 令和4(2022)年3月18日(金)午後3時必着

※ 提出期限後に到着した企画提案書は無効とする。

エ 提出場所 : 上記2(5)の担当所属

オ 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時まで(3月18日は午後3時まで))又は郵送(書留郵便に限る。)

※ 郵送の場合は、到着の確認のため電話により連絡すること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

エ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

オ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

カ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において使用する。

キ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属し、契約候補者の規格提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属するものとする。

ク 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書について、プレゼンテーション(20分以内)及びヒアリング(10分以内)を令和4(2022)年3月25日(金)にオンライン(Zoom等)で実施する。時間及び参加方法については、令和4(2022)年3月22日(火)までに別途連絡する。

なお、提案者が4者を超えるときは、企画提案書による1次審査を行い、上位4者のみをプレゼンテーション、ヒアリング、審査及び候補者を選定する対象とする。1次審査において各選定委員の評点合計の平均が50点未満の企画提案者は選定しない。したがって、当該企画提案者のプレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。

(3) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、審査基準に基づいて、選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(4) 注意事項

ア 各参加者のプレゼンテーション開始時間及び参加方法は、後日、通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、事務局において厳正な抽選を行い決定する。

イ 審査会への出席者については、事前にメールにて報告すること。なお、参加者は4者以内とすること。

ウ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

エ 審査会は非公開とする。

オ プレゼンテーションでは、企画提案の内容を詳細に説明する必要はないため、主要な内容やPRポイントなどを簡潔に説明すること。

カ プレゼンテーションに必要な機器類は、各参加者が準備すること。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛に通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページ（上記4(2)ウのURL）に公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

7 契約手続

(1) 候補者に選定された者と栃木県との間で、速やかに委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合に委託契約を締結する。協議においては、企画提案書の内容について追

加、変更、削除を求めることがある。

- (2) 契約代金の支払いについては、候補者と栃木県との間で協議して決定する。
- (3) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (3) 委託業務における制作物の著作権は、県、契約者及びそのコンソーシアム内で協議して決定すること。